

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月27日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和2年8月3日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市宍倉6167-4 高野宅前のフラワーロード（歩道）沿いの市道0109号線
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市民ボランティアの植栽管理によるマリーゴールドとあじさいの花壇（フラワーロード）のうちの空き花壇に雑草が繁茂していたため、担当課（市民協働課）の職員が刈り払い機を使って草刈りをしている最中、花壇にあった石が道路に飛び、市道0109号線を走行中の車の助手席ガラスに当たり、破損及び同乗者にけがを負わせた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 624,576円

(内訳)	自家用車修理に係る費用	224,576円
	治療費	54,439円
	通院交通費	2,760円
	損害慰謝料	152,000円
	和解金	190,801円

(3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。